

第6章 年金



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 国民年金 こくみんねんきん
- 2 厚生年金保険 こうせいねんきん ほけん

日本の年金制度は、老齢や障害、死亡などに対して生活の安定を図るため、すべての国民が年金に加入することになっています。国民年金は、加入者に共通の基礎年金を支給する制度です。65歳以上になったときから亡くなるまで受け取ることのできる老齢年金のほかに、病気やけがで障害が残ったときには障害年金が受け取れ、万一、一家の支え手が亡くなったときに残された家族は遺族年金を受け取ることができます。

厚生年金保険や共済組合制度は、原則として基礎年金に上乗せされる報酬比例の年金を支給する制度です。

1 国民年金 こくみんねんきん

国籍を問わず日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人が加入の対象となります。加入申請は、市（さいたま市は区）町村の国民年金担当窓口で行います。厚生年金保険などに加入する人は、国民年金加入手続は不要です。原則として、保険料を一定期間払った人に年金が支給され、被保険者またはその家族が受給できます。（詳しくは、（2）給付を参照）

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は、加入者全員同じ金額です。日本年金機構から保険料納付書が送られてきますので、決められた期間内にその金額を払い込みます。

収入が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、保険料を免除する制度もあります。

(2) 給付 きゅうふ

下記の各基礎年金が一定の要件のもとに支給されます。日本国外に居住する場合でも、居住先に年金が送金されます。

・ 老齢基礎年金

資格期間（保険料を納めた期間など）が原則 10 年以上ある場合、65 歳になったときから支給されます。

・ 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日のある傷病により障害者になった場合、障害の程度により支給されます。

・ 遺族基礎年金

加入者または、老齢年金の資格期間を満たした人（ただし、保険料納付済期間・保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年未満の人は除く）などが死亡したとき、その人の収入で生活していた子のある配偶者（平成 26 年 4 月 1 日改正）または子に支給されます。（子は 18 歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は 20 歳まで。ただし、婚姻している場合を除く。）

その他の給付

・ 寡婦年金

国民年金の保険料を納めた期間や免除期間を合わせて 10 年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、10 年以上継続して婚姻関係にあり、その人の収入で生活していた妻に 60 歳から 65 歳になるまで支給されます。

・ 死亡一時金

国民年金の保険料を納めた期間が 36 か月以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、生計を共にしていた遺族に支給されます。

(3) 脱退一時金 だつたい いちじきん

次の条件にすべて当てはまる人は、出国してから 2 年以内に請求すれば、納付期間に応じた脱退一時金が支給されます。

- ・ 日本国籍を有していない人
- ・ 国民年金の第 1 号被保険者として保険料を 6 か月以上納めた人
- ・ 日本に住んでいない人
- ・ 老齢基礎年金の受給資格のない人
- ・ 年金（老齢・障害）を受ける権利を有したことの無い人

脱退一時金を受け取るには、次の手続をしておかなければなりません。

・ 出国前に、年金事務所または市役所（さいたま市は区役所）または町村役場で「脱退一時金裁定請求書」をもらいます。

・ 原則として出国後、「脱退一時金請求書」を書き込んで、必要書類といっしょに、下記の日本年金機構本部に送ります。

日本年金機構本部 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

2 厚生年金保険 こうせいねんきん ほけん

社会保険の適用事業所で働く 70 歳未満の人は、加入する義務があります。

また、適用事業所で働く 60 歳以上の人は、報酬によって年金額が減額される場合があります。

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は給料（手当などを含む）をもとに決定された標準報酬月額、賞与をもとに決定された標準賞与額のそれぞれに保険料率をかけた額を、事業主と被保険者の双方が半分ずつ負担します。事業主は、被保険者の給料、賞与から保険料を控除します。

(2) 保険給付 ほけんきゅうふ

- ・ 老齢厚生年金

老齢基礎年金と同様の条件の人に厚生年金の加入期間がある場合、65 歳から老齢基礎年金の上乗せとして支給されます（厚生年金の加入が 1 年以上ある場合は、生年月日に応じて 65 歳前から支給されます）。

- ・ 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日のある傷病により障害者になった場合、障害の程度に応じて支給されます（障害の程度が重い場合、障害基礎年金とあわせて支給されます）。

- ・ 遺族厚生年金

厚生年金加入者または老齢年金の資格期間を満たした人（ただし、保険料納付済期間・保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年未満の人は除く）などが死亡したとき、その人の収入で生活していた次の遺族に支給されます。（下記 1 に該当する場合は遺族基礎年金も支給されます。）

1 子のある妻、または子

2 子のない妻

3 孫

4 死亡当時 55 歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は 60 歳から）

子及び孫は、18 歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は 20 歳までが対象。ただし、婚姻している場合を除く。

(3) 脱退一時金 だつたい いちじきん

条件や手続は、国民年金の場合と同じですが、厚生年金の脱退一時金には、20.42%の所得税が源泉徴収されます。

帰国前に「納税管理人の届出書」を税務署に提出して納税管理人を指定し、還付申告の手続をしてもらうことにより徴収された所得税の還付を受けられる場合があります。



相談窓口・問合せ先

名 称	電話番号	住 所
浦和年金事務所	048-831-1638	さいたま市浦和区北浦和5-5-1
大宮年金事務所	048-652-3399	さいたま市北区宮原町4-19-9
熊谷年金事務所	048-522-5012	熊谷市桜木町 1-93
川越年金事務所	049-242-2657	川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階
所沢年金事務所	04-2998-0170	所沢市上安松1152-1
春日部年金事務所	048-737-7112	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル 4・6階
越谷年金事務所	048-960-1190	越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシティ3階
秩父年金事務所	0494-27-6560	秩父市上野町13-28